



栃木県公報

平成25年
3月26日(火)
午前外
第23号

四 次

週 間

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

憲 法

栃木県規則第八号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和二十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表一経営管理部の部職員厚生課の項中

職員厚生課

を

職員総務課

に改め、同部地方税徴収特別対策室の項を削り、同表二県民生活部の部人

権施策推進課の項中「企画担当、啓発担当」を「人権施策推進担当」に改め、同表五保健福祉部の部健康増進課の項中「保健企画担当、健康づくり推進担当、」を削り、「難病対策担当」の下に「、健康長寿推進班」を加え、同部障害福祉課の項中「在宅福祉担当」を「社会参加促進担当」に改め、同部に次のように加える。

ねんりんピック推進室

総務企画担当、式典事業担当

第九条第一項の表六産業労働観光部の部国際課の項中「国際経済担当、交流・協力担当」を「企画・協力担当、経済・交流担当」に改め、同表八国土整備部の部建築課の項中「工事担当、設備担当」を「建築第一担当、建築第二担当、電気設備担当、機械設備担当」に改め、同条第二項中「（以下「課内室」という。）」を削り、同項の表総合政策課の項の次に次のように加える。

職員総務課

総務事務室

第九条第一項の表高齢対策課の項を削る。

第十条中「それぞれ」を削り、「下欄に掲げる」の下に「室及び」を加え、同条の表を次のように改める。

会計管理課

室

・

担

当

名

総務企画担当、会計管理担当、審査担当、検査担当、システム管理担当、
契約指導・調達室

第十二条第一項の表経営管理部の部人事課の項第九号中「子ども手当及び」を削り、同部職員厚生課の項中「職員厚生課」を「職員総務課」に改め、第六号を削り、第七号を第六号とし、同項に次の二号を加える。

七 給与の支給事務に関すること（総合庶務事務システムに係るものに限る。）。

八 職員に係る総務事務の集中処理に関すること。

九 総合庶務事務システムに関すること。

第十二条第一項の表経営管理部の部地方税徴収特別対策室の項を削り、同表県民生活部の部くらし安全安心課の項中第十七号から第十九号までを削り、第十六号を第十九号とし、第二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の四号を加える。

一二 交通安全思想の普及に関すること。

一三 市町村の行う交通安全対策への助言に関すること。

四五 交通事故に関する相談及び指導に関すること。

五 犯罪被害者等の支援に関すること。

第十二条第一項の表県民生活部の部くらし安全安心課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同項に次の二号を加える。

二二 消費者教育の推進に関する法律の施行に関すること。

二三 栃木県消費生活センターに関すること。

第十二条第一項の表環境森林部の部環境森林政策課の項中第十五号及び第十六号を削り、第十四号を第十六号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 エネルギー施策の総合的な推進に関すること。

六 栃木県生活環境の保全等に関する条例の施行に関すること（自動車排出ガスの排出の抑制のうち低公害車の普及促進に関するものに限る。）。

第十二条第一項の表環境森林部の部環境森林政策課の項第十七号中「とちぎ環境・みどり推進機構」を「公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構」に改め、同部地球温暖化対策課の項第五号中「自動車排出ガスの排出の抑制（低公害車の普及促進に関するものに限る。）」を削り、同部環境保全課の項第十四号中「地球温暖化対策課」を「他課」に改め、同部自然環境課の項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 栃木県県民の森に関すること（指定管理に係るものに限る。）。

第十二条第一項の表環境森林部の部森林整備課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の二号を加える。

十三 栃木県県民の森に関すること（自然環境課の所掌する事務を除く。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部高齢対策課の項中第二十二号を削り、第二十二号を第二十三号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 喫痰吸引等業務に係る登録、認定等に関する事務（高齢者に係るものに限る。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部健康増進課の項第二号中「衛生」を「保健」に改め、同部障害福祉課の項第八号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の二号を加える。

二二 喫痰吸引等業務に係る登録、認定等に関する事務（高齢対策課の所掌するものを除く。）。

第十二条第一項の表保健福祉部の部障害福祉課の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行に関する事務。

第十二条第一項の表保健福祉部の部こども政策課の項第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項中第一十四号を第二十五号とし、第十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 子ども・子育て支援法の施行に関する事務。

第十二条第一項の表保健福祉部の部に次のように加える。

一 ねんりんピック推進室

一 第二十七回全国健康福祉祭とちぎ大会の開催に関する事務。

第十二条第一項の表産業労働観光部の部産業政策課の項第十五号中「財団法人栃木県産業振興センター」を「公益財団法人栃木県産業振興センター」に改め、同部工業振興課の項第二十一号中「財団法人大谷地域整備公社」を「公益財团法人大谷地域整備公社」に改め、同部国際課の項中第八号を九号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 公益財団法人栃木県国際交流協会に関する事務。

第十二条第一項の表産業労働観光部の部観光交流課の項第十一号中「社団法人栃木県観光物産協会」を「公益社団法人栃木県観光物産協会」に改め、同部労働政策課の項第十九号中「及び職業能力開発促進センター」

を削り、同表農政部の部農政課の項第十一号中「財団法人栃木県農業振興公社」を「公益財団法人栃木県農業振興公社」に改め、同部農村振興課の項第十一号中「中山間総合整備事業」を「中山間地域総合整備事業」に改め、同項第十六号中「農地・水・環境保全向上対策」を「農地・水保全管理支払交付金」に改め、同部経営技術課の項中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四 環境保全型農業の推進に関すること。

第十二条第一項の表県土整備部の部技術管理課の項第七号中「財団法人栃木県建設総合技術センター」を「公益財団法人とちぎ建設技術センター」に改め、同部交通政策課の項第六号中「運輸事業振興助成事業」を「運輸事業の振興の助成に関する法律の施行」に改め、同部都市計画課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十二号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同部都市整備課の項第十一号中「財団法人栃木県民公園福祉協会」を「公益財団法人栃木県民公園福祉協会」に改め、同部建築課の項中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を二十五号とし、同項第二十三号中「保全」を「保全・長寿命化」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十四号の次に次の二号を加える。

十五 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関すること（低炭素建築物新築等計画の認定に関する規定に限る）。

第十二条第一項の表会計局の部管理課の項を次のように改める。

会計管理課

一 栃木県財務規則の施行に関すること。

二 財務会計事務の研修に関すること。

三 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）及び有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。

四 公金管理運用の総合調整に関すること。

五 現金及び財産の記録管理に関すること。

六 決算に関すること。

七 一時借入金に関すること。

八 収入証紙売りさばき人の指定及び収入証紙の売りさばきに関すること。

九 出納員、現金取扱員、物品取扱員、現金経理員及び物品経理員に関すること。

十 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること。

十一 国の債権管理に関すること。

十二 国庫に属する租税外収入に関すること。

十三 国の支出負担行為の確認及び国庫に属する支出に関すること。

十四 国の保管に属する歳入歳出外現金及び有価証券の出納に関すること。

十五 会計検査の総括に関すること。

十六 支出負担行為の確認に関すること。

十七 財務会計事務の検査に関すること。

十八 財務会計システムに関すること。

十九 入札及び契約事務（公共工事に関するものを除く。）の指導に関すること。

二十 特定調達契約に係る事務の総括に関すること。

二十一 栃木県政府調達苦情検討委員会に関すること。

二十二 物品の取得に関すること。

二十三 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。

二十四 物品の管理及び処分の指導に関すること。

二十五 給与の支給事務に関すること（職員総務課に係るものと除く。）。

第十二条第一項の表会計局の部会計課の項を削り、同条第二項中「課内室」の下に「（第九条第一項の表の下欄及び前条の表の下欄に掲げる室をいう。以下同じ。）」を加える。

第十九条第一項中「（栃木県宇都宮県税事務所にあつては、収税第一課及び収税第二課）」を削り、「特別徴収指導担当」を「地方税協働徴収担当（栃木県宇都宮県税事務所、栃木県栃木県税事務所及び栃木県矢板県税事務所に限る。）」に、「栃木県宇都宮県税事務所に限る」を「栃木県栃木県税事務所に限る」に改め、同条第二項ただし書きを削り、同項の表課税課の項第一号中「利子等に係る県民税」の下に「（栃木県宇都宮県税

事務所に限る。)」を加え、「及び」を「(栃木県宇都宮県税事務所に限る。)、」に、「宇都宮県税事務所」を「栃木県宇都宮県税事務所」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「宇都宮県税事務所」を「栃木県栃木県税事務所」に改め、同表収税課の項第七号中「こと」の下に「(地方税協働徴収担当の所掌する事務を除く。)」を加え、同表特別徴収指導担当の項中「特別徴収指導担当」を「地方税協働徴収担当」に改め、第五号を第七号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 個人住民税の徴収の促進に関すること。

二 個人住民税その他市町村税の徴収に係る市町村への支援に関すること。

第二十条第二項の表総務福祉部の部福祉指導課の項第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十条の四第一項中「及び教育援助課」を「教育援助課及び救急情報課」に改め、同条第二項の表企画相談課の項第十四号中「教育援助課」の下に「及び救急情報課」を加え、同表に次のように加える。

救急情報課

一 精神科救急情報センターに関すること。

二 精神障害者の入院措置等に関すること(宇都宮市の区域内に係るものに限る。)。

第二十二条第一項中「普及調査課及び飼養管理課」を「普及指導課及び愛護管理課」に改め、同条第二項の表普及調査課の項中「普及調査課」を「普及指導課」に改め、同項第十号中「飼養管理課」を「愛護管理課」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「負傷動物の収容等」を「動物取扱業」に改め、同号の次に次の二号を加える。

九 特定動物の飼養及び保管に関すること。

第二十二条第二項の表飼養管理課の項中「飼養管理課」を「愛護管理課」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「動物取扱業」を「負傷動物の収容等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「動物」の下に「(特定動物を除く。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。

三 収容動物の譲渡に関すること。

二十四条第二項及び第三項を削る。

第二十五条第一項中「栃木県安足農業振興事務所の企画振興部に企画調整課及び振興課」を「企画振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所にあつては、企画調整課及び振興課)」に改め、同条第二項の表企画振興部の部を次のように改める。

企画振興部

企画振興課

一 地域農業の総合的な企画調整及び指導助成に関すること。

二 栃木県農業振興計画に関すること。

三 農産物等を活用した新事業の創出等に関すること。

四 農政部関係機関、団体等の総合調整に関すること。

五 農業協同組合、農業共済組合その他の農業団体の指導育成に関すること。

六 水田農業の活性化に関すること。

七 農産物等及びその加工食品の流通及び消費拡大に関すること。

八 農産物等の規格化及び品質表示の適正化に関すること。

九 米穀流通の適正化に関すること。

十 農作物の災害の調査及び対策に関すること。

十一 食と農の理解促進に関すること。

十二 農業経営基盤強化促進対策に関すること(経営体育成に関するものを除く。)。

十三 農村の振興に関すること。

十四 農村振興基本計画に関すること。

十五 中山間地域の農業・農村の活性化に関すること。

十六 鳥獣による農林水産業等の被害の防止に関すること。

十七 漁業調整に関すること。

十八 水産業協同組合の指導育成に関すること。

十九 その他地域農業の振興に関すること。

第二十三条第一項中「建築部(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)」を加え、「宇都宮県税事務所」を「栃木県宇都宮県税事務所」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「宇都宮県税事務所」を「栃木県宇都宮県税事務所」に改め、同表収税課の項第七号中「こと」の下に「(地方税協働徴収担当の所掌する事務を除く。)」を加え、同表特別徴収指導担当の項中「特別徴収指導担当」を「地方税協働徴収担当」に改め、第五号を第七号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

務所に限る。」を削り、「(栃木県真岡土木事務所)を「(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県板木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所」に改め、「建築部に工事課及び建築指導担当を」を削り、同条第二項の表建築部の部を次のように改める。

建築指導担当

- 一一 建築基準法の施行に関すること。
- 一二 建築士法の施行に関すること。
- 一三 宅地建物取引主任者資格試験及び宅地建物取引業者の指導に関すること。
- 一四 建築動態統計調査に関すること。
- 一五 県営住宅の維持管理に関すること。
- 一六 独立行政法人住宅金融支援機構の受託業務に係る設計審査及び現場審査に関すること。
- 一七 公営住宅の建設の指導に関すること。
- 一八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること。
- 一九 凈化槽法の施行に関すること(特定行政庁の事務に限る。)。
- 二十 栃木県建築基準条例の施行に関すること。
- 二十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(建築物及び建築設備に関する規定に限る。)の施行に関すること。
- 二十二 栃木県都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限に関する条例の施行に関すること。
- 二十三 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関すること。
- 二十四 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例の施行に関すること(公共的施設のうち建築物の届出等に関するものに限る。)。
- 二十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関すること(特定建設資材の分別解体等の届出に関するものに限る。)。
- 二十六 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること(建築物に関するものに限る。)。
- 二十七 ひとにやさしいまちづくりに係る事業に関すること。
- 二十八 住宅市街地整備に係る事業に関すること。
- 二十九 栃木県景観条例の施行に関すること(技術に関するものに限る。)。

第三十三条第二項中「建築部の部建築指導担当の項」を「建築指導担当の部」に改める。

を

栃木県林業センター

に改める。

第五十条第四項の表相談支援部の部業務企画課の項第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同部相談支援課の項第五号及び第六号を削り、同部に次のように加える。

発達・高次脳機能障害支援課

- 一一 発達障害者の支援に関すること。
- 一二 高次脳機能障害者の支援に関すること。

第六十八条第四項の表総務部の部職業能力開発担当の項第一号中「短期課程」を「普通課程(資格取得コースに限る。)及び短期課程」に改め、同条第六項中第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

第八十三条第四項の表研究部の項に次の二号を加える。

- 一七 野生鳥獣の試験研究に関すること。
- 一八 野生鳥獣保護管理のモニタリングに関すること。
- 一九 野生鳥獣の救護に関すること。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第九十三条の表保健福祉部の部障害福祉課の項中「栃木県障害者施策推進協議会」を「栃木県障害者施策推進審議会」に改める。

別表中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

一六 歯科医師 上司の命を受け、歯科医療及び歯科保健指導の業務に従事する。 —

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(県営林野産物極印規則の一部改正)

2 県営林野産物極印規則(昭和二十九年栃木県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「、県民の森管理事務所長」を削る。

(職員住宅管理規則の一部改正)

3 職員住宅管理規則(昭和四十一年栃木県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「職員厚生課長」を「職員総務課長」に改める。

(栃木県公務災害補償審査会規則の一部改正)

4 栃木県公務災害補償審査会規則(昭和四十三年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。
第六条中「職員厚生課」を「職員総務課」に改める。

(栃木県公務災害補償認定委員会規則の一部改正)

5 栃木県公務災害補償認定委員会規則(昭和四十三年栃木県規則第二号)の一部を次のように改正する。
第六条中「職員厚生課」を「職員総務課」に改める。

(栃木県県税条例施行規則の一部改正)

6 栃木県県税条例施行規則(平成十七年栃木県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「若しくは地方税徵収特別対策室」を削る。

(人事課)